

## 国庫補助金の返還について

経 済 部

平成31年3月に実施された会計実地検査において、平成26年2月の大雪により被災した農業施設の復旧経費を助成した、平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業(国庫補助金)により、本市が助成した178件のうち1件の補助金算定が過大との指摘があり、11月8日に会計検査院による平成30年度決算検査報告で当該案件が公表された。

### 1 概要

#### (1) 事業名及び事業内容

平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業(国庫補助金)

平成26年2月の大雪により被災した農業施設の復旧経費を助成したもの。

#### (2) 経過について

平成31年3月の会計実地検査において、本市が助成した178件のうち1件の補助金算定が過大との指摘があった。

対象施設は、被災前、一棟に倉庫と堆肥舎が配置されていたが、再建時には別棟として各々が配置されたため、施設間のすき間などにより、敷地内における面積が縮小していたものの、補助金の算定時に縮小した面積で換算ができなかったため交付額が過大となった。

過大となった補助金については、農林水産省の指示に従い、千葉県及び当該事業者と調整のうえ相当額を12月補正予算に計上し返還予定。

#### (3) 事業内容

施設面積 204.12 m<sup>2</sup> (従前 297 m<sup>2</sup>)

総事業費 10,618,144円

補助金額 7,172,433円

返還額 1,995,738円

内訳(国費1,108,744円、県費443,497円、市費443,497円)

### 2 本市における平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業(参考)

(1) 事業総額 281,470,256円

(2) 補助金総額 209,287,350円

(3) 対象件数 178件